

環境と調和のとれた農業生産活動規範

(作物の生産)

点検活動の手引き (未定稿)

- 農業者、技術指導者、事業実施主体等の方々へ -

平成17年4月版

農林水産省生産局農産振興課

環境保全型農業対策室

はじめに - 本手引きの位置づけ -

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくため、この度「環境と調和のとれた農業生産活動規範(農業環境規範)」を策定しました。

農業環境規範は、環境と調和した農業生産活動を行っていく上で重要かつ基本的な取組を整理し、農業者のみなさんがその取組についての実行状況を自己点検するために用いるものです。

この手引きは、農業者のみなさんが自主的に、また積極的に農業環境規範を実践していくことができるよう、農業環境規範を策定することとなった背景、点検の方法をできるだけ具体的に説明するとともに、例示した各種の取組などについて考え方を解説するものです。

農業環境規範に掲げられた取組はあくまで基本的なものです。実際には、より進んだ技術、取組事例は数多くあります。この手引きでは、農業環境規範に掲げられた技術以外の、より進んだ取組についても、今後の取組の参考となるよう例示しています。

農業環境規範に基づく点検が、農業者のみなさんが日頃の生産活動について自ら評価を行い、必要に応じ改善に向けた見直しを図っていただくきっかけとなれば、環境保全だけでなく、農業経営の健全かつ持続的な発展にも大変重要な意義を持つものと考えられます。この手引きが、農業環境規範に基づく点検の円滑かつ適切な実施やその推進に活用され、環境と調和のとれた農業生産の実現の一助となることを期待します。

平成17年4月
農林水産省生産局農産振興課
環境保全型農業対策室

目次

はじめに - 本手引きの位置づけ -

手引き本文

1. 農業環境規範策定の経緯と趣旨	4
2. 農業環境規範	7
3. 農業環境規範の点検方法	10
4. 農業環境規範と事業等との関連付け	14
5. 取組（例）等の解説	15
(1) 土づくりの励行	15
(2) 適切で効果的・効率的な施肥	17
(3) 効果的・効率的で適正な防除	18
(4) 廃棄物の適正な処理・利用	21
(5) エネルギーの節減	23
(6) 新たな知見・情報の収集	24
(7) 生産情報の保存	25

参考資料

参考資料 1 : 環境と調和のとれた農業生産活動規範について (平成 17 年 3 月 31 日付け生産局長通知)	27
参考資料 2 : 作物生産活動に関連する主要法令一覧	30

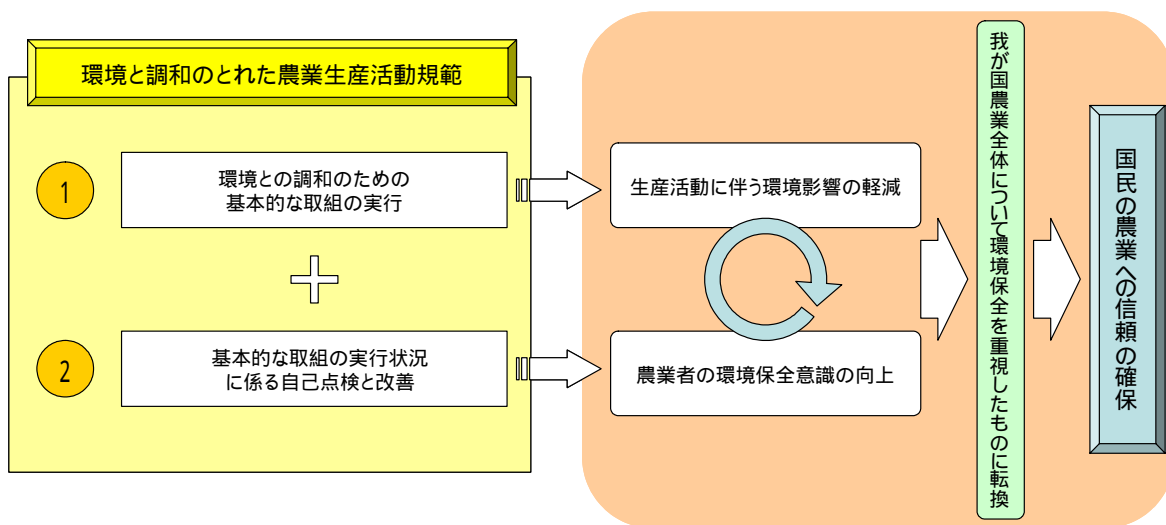
1 . 農業環境規範策定の経緯と趣旨

農業は、食料の安定供給という本来的な役割に加え、水と緑の豊かな国土の形成とその保全に貢献する一方、肥料、農薬などの各種資材の利用、水管理、土壌管理などの生産活動に伴って環境への負荷も生じます。このため、平成4年以降、土づくり等を通じて化学肥料、農薬等による環境負荷を軽減した持続的な農業（環境保全型農業）を全国的に推進してきています。しかし、環境問題に対する国民の関心は近年ますます高まり、我が国の農業分野においても環境との調和についてより適切な対応をとっていくことが急務となってきています。

こうした状況を踏まえ、平成17年3月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」においては、「我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換する」との方針を掲げ、そのための具体的な方策として「環境と調和の取れた農業生産活動を促進するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定」するとの考え方が盛り込まれました。

この「規範」については、有識者からなる「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」を開催^注し、策定の考え方や基本的な取組の内容等について意見を聴いてきました。そして、17年3月に「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」として策定・公表しました。

我が国農業が将来にわたってその役割を果たし、社会全体の持続的な発展に貢献していくためには、我が国農業生産全体において、環境との調和のための基本的な取組が着実に実践されていくことが最も重要です。農業環境規範は、農業者のみなさんによる基本的な取組の実践と国民のみなさんとの相互理解の一助とする観点から策定したものです。



^注；家畜の飼養・生産に関しては食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会で議論。

環境と調和のとれた農業生産活動規範」の策定の趣旨について
(作物の生産に関して)

平成17年3月

環境と調和のとれた作物生産の
確保に関する懇談会とりまとめ

我が国は農地面積が少なく、夏が高温で降雨が多いなど、国民が求める安全で高品質な農産物を安定して生産するためには、施肥、病害虫・雑草の防除、その他農作物の生育環境を整えるための農作業や資材の投入が欠かせない条件の下で農業が営まれている。ただ、必要不可欠な生産活動であっても、それに伴って環境負荷が生じうることも事実であり、一部には、農業生産が地下水等の汚染の原因の一つとなっている例もある。

農業は、自然界の物質循環の中で営まれており、生産活動を通じて農業地域の二次的な自然環境を形成するなど、環境と調和し、環境を形づくる営みである。逆に言えば、環境と調和しなければ将来にわたって生産活動を続けていくことができないものである。

また、循環型社会の構築や環境保全に対して国民の関心の高まりがあること、無登録農薬の使用問題など農業者と一般の国民との信頼関係に揺らぎが生じるような事態があったことなども踏まえておく必要がある。

我が国の農業が国民の期待と信頼に応えながら持続的に発展していくためには、安全で高品質な農産物を安定して供給するという農業本来の役割を果たしつつ、農業生産全体が環境保全を重視したものへと転換していくことが必要不可欠と考えられる。

このためには、一部ではなく作物の生産に取り組むすべての者が、環境と調和のとれた生産活動の必要性を理解し、そのための取組を着実に実行していくことが重要である。

こうした考え方に立って、農業者による取組の増進と国民との相互理解の一助とするために、環境と調和のとれた作物生産を確保するための重要かつ基本的な原則を農業生産活動の規範として国民に明示する意義は大きいと考える。今後、国民に対して「環境と調和のとれた農業生産活動規範」を策定するに至った経緯、目的などをよく説明し、その意義が十分に発揮されるよう努めることが重要である。

なお、農業環境規範は、環境と調和のとれた作物生産を確保する上で重要かつ基本的であるとともに、現在までに多くの農業者、関係者が実行し、又はその必要性を認識しているものを再整理したものであることから「規範」の語を用いています。

【参考1】食料・農業・農村基本計画（平成17年3月）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(8) 自然循環機能の維持増進

ア 環境規範の実践と先進的取組への支援

環境と調和の取れた農業生産活動を促進するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、平成17年度より可能なものから、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととする（クロス・コンプライアンス）。

さらに持続性の高い農業生産方式の導入支援策を引き続き行うとともに、環境保全が特に必要な地域において、農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図る先進的な取組に対する支援の平成19年度からの導入に向け、環境負荷の低減効果に関する評価・検証手法等を確立するための調査を実施する。

【参考2】環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会概要

開催経緯

第1回懇談会 平成16年10月12日

第2回懇談会 平成16年12月9日

第3回懇談会 平成17年3月23日

委員名簿 敬称略、五十音順

熊谷(松田) 苑子 淑徳大学社会学部教授

長野間 宏 独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構
中央農業総合研究センター土壌肥料部長

壽原 克周 日本生活協同組合連合会 産直担当

服部 信司 東洋大学経済学部長

牧野 孝宏 静岡県病害虫防除所長、植物防疫全国協議会会長

松岡 公明 全国農業協同組合中央会食料農業対策部水田・営農ビジョン対策室長

松本 聡 秋田県立大学生物資源科学部教授

村田 泰夫 朝日新聞編集委員

森 雅美 (有)森ファームサービス代表取締役

【参考3】環境と調和のとれた農業生産活動規範（案）に対する意見・情報募集結果

実施期間

平成17年3月9日～3月16日

募集結果

提出主体数 11

延べ意見・情報件数 48

2 . 環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）

農業環境規範（平成17年3月31日公表）は以下のとおりです。都道府県等の関係機関に対しては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け生産局長通知）によりお知らせしています。

環境と調和のとれた農業生産活動規範

農業は、自然界の物質循環に依存するとともにこれを増進し、また、生産活動を通じて二次的自然環境を形成するなど、本来、環境と調和した産業である。同時に、環境との調和なしには生産活動自体が長期的に継続できない。我が国農業が将来にわたってその役割を果たし、また、社会全体の持続的な発展に貢献していくためには、我が国農業生産全体において、環境との調和のための基本的な取組が着実に実行されていくことが最も大切である。

農業生産活動においては、又は に示される基本的な取組を実行するとともに、毎年、それぞれの生産活動における実行状況について農業者自らが点検を行い、実行が十分でない場合は改善に努めることが重要である。

なお、この規範は、我が国の農業生産活動における実践状況などを踏まえて随時見直しが行われるものである。

作物の生産

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

6 新たな知見・情報の収集

環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

7 生産情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

家畜の飼養・生産

1 家畜排せつ物法の遵守

家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）を遵守する。

2 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

3 家畜排せつ物の利活用の推進

循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。

4 環境関連法令への適切な対応

循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

6 新たな知見・情報の収集

環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

3 . 農業環境規範の点検方法

農業環境規範は、同規範に掲げられた環境との調和のための基本的な取組を実行するとともに、農業者自らが実行状況の点検を行うことを基本にしています。

点検の方法は次のとおりです。

点検は、12 ページの点検シートか、都道府県等が定めたこれと同等以上の内容を含む様式を用い、点検シートに記載された方法により行います。点検の方法は、点検シートの表面（1 枚目）と裏面（2 枚目「取組（例）」）の上部に記載されています。

【参考】点検シートの上部に記載された農業環境規範の点検方法

毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。

点検は、農業経営全体の状況について行います。（例えば、作物ごとに点検する必要はありません。）

点検は、次ページの「取組（例）」を参考に農業者自らが行き、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か 印を付します。

該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。

作成した点検シートと、7の項目で保存した記録は、次回の点検まで保存します。

【参考】取組（例）の上部の記載

前ページ（注：点検シートのことです）の各項目について、具体的な取組例は次のとおりです。次の取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

農業環境規範の点検は、農業者のみなさん自らが行います。「取組（例）」に掲げられた取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合に、その項目を実行したものと判断し、チェック欄にレ印か 印を付します。その項目に該当がない営農形態である場合や、なんらかの理由で実行しなかった（できなかった）場合は、チェック欄には印を付さず、下の記入欄に理由や改善の予定などを記入することとしています。

このように、点検は、点検シートに例示された取組（例）を基本に、それぞれの営農形態毎の状況、事情を考慮して行き、実行が十分でない状況などがある場合には、なぜそうなっているのかを理解し、改善の方法などを検討することに重点が置かれています。あくまで農業者のみなさんがご自分の判断で点検することが基本ですので、他の方とで多少の判断の違いがあっても差し支えありません。ただし、何に取り組んだのか、取り組んだ内容でなぜよいと考えるのか、なぜ取り組めなかったのか、などについてそれぞれの方なりに説明できるようにしておくことが大切です。

また、点検は、様々な営農形態があることを踏まえて上記のような方法で取り組むものですので、点検シートについては事業等の実施主体や取引先など、関係者などが

ら求められた場合には、公表できることが基本です。

点検の結果、実行が十分でないことがあった場合は、積極的に改善に努めて下さい。

以下に、チェック欄に印が付せない場合の記入例を示します。

【例1】点検を行う必要がない項目がある場合
 このような場合には、チェック欄には印を入れず、その項目に関する点検を行う必要がない理由を、点検シートの下欄に書いて下さい。

(具体例)
 水耕栽培を行っており、土づくりに該当する取組が行えない場合
 このような場合には、点検シートの下欄に「水耕栽培であるため土づくりは実施できない。」などと記入します。

【例2】やむを得ない理由で、ある項目に関する取組が実行できなかった場合
 このような場合には、その理由を書いていただくことになります。

(具体例)
 湿田などで有機物の施用に注意が必要な場合
 このような場合には、点検シートの下欄に「ほとんどが強い湿田で、稲わらを還元すると次期作の生育に著しい障害が起こる場合があるため、有機物の施用などに取り組むことが難しい。」などと記入します。

なお、飼料作物の生産については、農業環境規範の「作物の生産」の項に該当します。家畜を飼養・生産されている農業者のみなさんについては、農業環境規範のうち「家畜の生産・飼養」に関する項目の点検を行います。家畜を飼養・生産し、合わせて飼料作に取り組んでいる場合は、両方の項目について点検を行って下さい。家畜の飼養・生産と水稲作等の複合経営の場合も同様です。

規範の構成と畜産農家において実行が求められる部分との関係

		環境と調和のとれた農業生産活動規範	
		家畜の飼養・生産	作物の生産
畜産農家	作物生産を行っている場合	家畜の飼養・生産、作物の生産の両方の部分について実行	
	作物生産を行っていない場合	家畜の飼養・生産の部分の実行	

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート （作物の生産）

【点検の方法】

毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
 点検は、農業経営全体の状況について行います。（例えば、作目ごとに点検する必要はありません。）
 点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らがを行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か印を付します。
 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
 作成した点検シートと、7の項目で保存した記録は、次回の点検まで保存します。

	チェック欄
1 土づくりの励行 土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。	<input type="checkbox"/>
2 適切で効果的・効率的な施肥 施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。	<input type="checkbox"/>
3 効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。	<input type="checkbox"/>
4 廃棄物の適正な処理・利用 循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。	<input type="checkbox"/>
5 エネルギーの節減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。	<input type="checkbox"/>
6 新たな知見・情報の収集 環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。	<input type="checkbox"/>
7 生産情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。	<input type="checkbox"/>

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

点検日 年 月 日

点検者

印

取組(例)

前ページの各項目について、具体的な取組例は次のとおりです。次の取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

土づくり	たい肥の施用、家畜の飼料や敷料などに利用しない稲わら・麦わらのすき込み、緑肥の栽培などにより土壤に有機物を供給する(原則として1年に1度)。
施肥	都道府県の施肥基準、JAの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を行う。地域向けの施肥量等が示されていない場合は、次の取組のうちいずれか一つを実行する。 他の都道府県が示している基準、各種試験研究成果等を目安とした施肥を行う。 土壤診断の実施とその結果を活用した施肥を行う。 残存肥料成分の流出を防止するためのクリーニングクロープの作付け等を行う。
防除	発生源植物の除去、抵抗性品種の導入、輪作体系の導入、ほ場及びほ場周辺の清掃等による病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりを行う。 次の取組のうち一つ以上を実行する。 発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を行う。 必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う。 農薬取締法に基づく農薬の適正な使用、毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の適正な保管、廃棄等を行う。
廃棄物の処理	稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さのたい肥、飼料、敷料等へのリサイクル又はほ場への還元を励行する。(病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く) 使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の適正な処分、保管等を行う。
エネルギーの節減	電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。
知見・情報の収集	次の取組のうち一つ以上の実行に努める。 都道府県(普及指導センター等)、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、作物の生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報入手する。 作物の生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。
生産情報の保存	生産活動の点検・確認を行うための施肥、防除の実施状況等についての記録帳票(ノート、伝票等を含む)を保存する。

4 . 農業環境規範と事業等との関連付け

食料・農業・農村基本計画では、「規範を策定し、平成17年度より可能なものから、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととする（クロス・コンプライアンス）」とされています。

このため、平成17年度から順次、補助事業、交付金、資金、制度など国の支援策（以下「事業等」と呼びます。）のうち可能な事業等について、受益する農業者のみなさんには、農業環境規範に掲げられた基本的な取組の実行に努めるとともに、実行状況について3の方法に沿った点検を行うことを求めていくこととしています。

具体的にどの事業等に対して、どのような形で農業環境規範の実行状況の点検を求めていくのかについては、事業等毎に検討を行い、各々の事業等の内容や運用方法を定めた文書（例えば、事業の実施要綱、要領など）の中で、具体的に規定しています。

なお、平成17年度においては、強い農業づくり交付金やバイオマスの環づくり交付金等の一部メニューにおいて、農業環境規範の実行状況の点検を求めています。例えば、強い農業づくり交付金のうち環境保全に係る技術実証、試験の実施等（ソフト事業）については、「事業実施計画の協議までに、事業実施主体が、事業参加者から点検シートの提出を受け、点検した旨を確認すること」が必要となります。

18年度以降も、都道府県や関係農業団体等を通じて広く情報提供を図りつつ、対象とする事業等を順次広げていく予定です。

5 . 取組（例）等の解説

（1）土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

【具体的な取組例】

たい肥の施用、家畜の飼料や敷料などに利用しない稲わら・麦わらのすき込み、緑肥の栽培などにより土壌に有機物を供給する（原則として1年に1度）。

考え方 土づくりには、土壌への有機物の供給が重要です。原則として1年に一度以上、家畜排せつ物等を堆積・発酵させたたい肥のほか、家畜の飼料、敷料などに利用しない稲わら・麦わら等の作物残さ、緑肥などを土壌に施用することが必要です（強い湿田など、土づくりの観点から見ても有機物施用の必要性が少ない土壌条件の場合はこの限りではありません）。永年草地や果樹園においては、牧草や下草等の植生を維持することによっても同様の効果が期待できます。

有機物には肥料成分が含まれます。肥料成分に関しては、次項「2 適切で効果的・効率的な施肥」に示される考え方をもとに適切に調節することが重要です。

なお、土壌を用いない水耕栽培等は、点検に際して、土づくりの項目は該当がない旨記述します。

【（参考）その他の望ましい取組例】

土壌診断の実施

考え方 土壌への有機物の供給、深耕、排水性の改良等の必要性を知るためには、数年に一度は有機物含有量等についての土壌診断を実施して、土壌の状態を知ることが重要です。土壌診断は、都道府県やJA等の指導・助言を得て行うことが望ましいと考えられます。

深耕、心土破碎耕の実施、暗きよ、排水溝の設置

土壌改良資材の施用

考え方 土壌への有機物の供給のほか、土壌の状態を知って適切な土壌改良を行うことが重要です。深耕、排水性の改良等は毎年必ず実施しなければならないものではないですが、個々のほ場の状況に応じて適宜実施して下さい。

合理的な輪作の実施

考え方 輪作は、土壤病害虫の防除のために実施されることが多いですが、深根性の作物や養分吸収特性の異なる作物などを組み合わせることにより、土づくりにも効果があります。可能な場合には積極的に実施して下さい。

土壤侵食の抑制に資する被覆作物の栽培（草生栽培含む）、植生帯の設置、等高線栽培、土壤の透水性改善（たい肥の施用等）、風向を考慮した畝立の実施、防風垣の設置等

考え方 土壤は降雨や強風によって侵食を受けるため、放置すれば作物を健全に生育させるための作土層が失われていくこととなります。土壤の性質によって侵食を受けやすい場合があるので、必要に応じて作物栽培がない時期における被覆作物の栽培等を行うことが重要です。

水田からの濁水流出防止に資する浅水代かき、あぜぬり、あぜシートの利用等

考え方 水田から代かき後の濁水が流出すると、作土層が失われるほか、下流に閉鎖系の湖沼等がある場合は、土壤粒子が濁りの原因になるとともに、土壤粒子とともに流出した肥料成分が富栄養化の一因となります。地域ごとに地理条件などを考慮し、必要に応じて代かき後の強制排水の回避や、あぜぬり等を実施することが重要です。

(2) 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

【具体的な取組例】

都道府県の施肥基準、JAの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を行う。

地域向けの施肥量等が示されていない場合は、次の取組のうちいずれか一つを実行する。

他の都道府県が示している基準、各種試験研究成果等を目安とした施肥を行う。

土壌診断の実施とその結果を活用した施肥を行う。

残存肥料成分の流出を防止するためのクリーニングクロップの作付け等を行う。

考え方 作物は、施用された肥料成分のすべては利用できないため、肥料成分の一部は環境中に溶脱、流亡または揮散します。このため、過剰となるような肥料成分量は投入しないことが必要です。各都道府県は、主要な作物について、標準的な施肥量や施肥方法、土壌条件や施用された有機物の違いなどを踏まえた施肥量等の調節方法などを「施肥基準」にまとめています。これらの情報は、農業者には、JA等が都道府県の協力を得て作成した栽培暦などの方法によって伝えられます。肥料成分の過剰な投入を防ぐためにはこうした情報に沿った適切な施肥を行うことが必要です。

当該地域向けの施肥量等の基準が示されていない場合は、他の都道府県の施肥基準や各種の試験研究成果等に示されている施肥量などを目安にし、自らの営農条件を考慮に入れて適切な施肥量に調節することが必要です。

以上の取組によれない場合は、土壌診断によって土壌の肥料成分含有量の変化を把握し、それを踏まえた施肥量の加減を行うことや、残存肥料成分の流出を防止するための次の作物やクリーニングクロップを導入して裸地期間を短縮する等、環境に配慮した取組に努めることが必要です。

【(参考) その他の望ましい取組例】

局所施肥(肥料を作物の根の周辺に局所的に施用する技術(例えば水稲作における側条施肥))の実施

肥効調節型肥料(被覆肥料、化学合成緩効性肥料及び硝酸化成抑制剤入り肥料)の利用

考え方 作物の肥料吸収特性を踏まえた施肥方法を採用することによって、肥料成分の環境中への溶脱、流亡をさらに低い水準に抑えることができます。通常の施肥に比べて、肥料費や施用のための機械装備に追加の経費が必要となる場合が多いことから、営農の状況を考慮し、可能な場合には積極的に導入して下さい。

(3) 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

【具体的な取組例】

発生源植物の除去、抵抗性品種の導入、輪作体系の導入、ほ場及びほ場周辺の清掃等による病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりを行う。

考え方 農薬による病害虫・雑草の防除を行う前に、作物の栽培方法全体を見渡し、病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境を作ることによって、農薬の使用機会そのものを必要最低限にする努力が重要です。発生源植物の除去、抵抗性品種の導入、栽植様式の選択、輪作体系の導入、ほ場及びほ場周辺の清掃等のさまざまな方法があり、作物ごとに少なくとも一つ以上の取組を行うことが必要です。

次の取組のうち一つ以上を実行する。

発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を行う。

必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う。

考え方 防除は、病害虫・雑草による被害が生じると判断される場合に行うことが基本です。このためには、病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境を整えた上で、さらに、病害虫等の発生状況を把握して防除の必要性を判断するか、発生状況を把握してからでは被害のまん延が防ぎきれない病害等の場合は、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせる等効果的・効率的な防除を行うようにすることが重要です。

農薬取締法に基づく農薬の適正な使用、毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の適正な保管、廃棄等を行う。

【参考】 農薬の使用・保管に関する法令、指導等の内容（農薬取締法、毒物及び劇物取締法等）

登録を受けた農薬又は特定防除資材以外の農薬は使用しない。

食用及び飼料の用に供される農作物等に農薬を使用するときは次の事項を遵守する。

ア 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等には使用しない。

- イ 規定の量を超えて使用しない。
 - ウ 規定の最低限度を下回る希釈倍率で使用しない。
 - エ 規定の使用時期以外の時期に使用しない。
 - オ 規定の総使用回数を超えて使用しない。
- 使用期限切れ農薬は使用しない。
- 住宅地又はその近接地において農薬を使用する場合はその飛散を防止する措置をとる。
- 止水を要する農薬を使用する場合はその流出を防止する措置をとる。
- 被覆を要する農薬を使用する場合は、次の諸点など、その揮散を防止する措置をとる。
- ア 病虫害の種類、発生の程度等を勘案して使用回数、使用量を必要最小限にする。
 - イ 農地を十分に耕起する。
 - ウ 被覆資材はガス遮断性の高いフィルムを使用する。
 - エ 被覆資材の不良箇所を点検・補修する。
 - オ 端部を土等で十分に押さえる。
 - カ 可能な限り長期間被覆する。
- 農薬を保管又は使用する際には、以下の諸点を励行する。
- ア 安全な場所に鍵をかけて保管する等盗難又は紛失がないよう措置をとる。
 - イ 農薬の購入は必要最小限度にとどめる。
 - ウ 適切な農薬散布を実施するため、事前に防除機等の十分な整備点検を行う。
 - エ 農薬散布は強風時を避け、風向きに十分注意する。
 - オ 散布に使用した器具や農薬容器の洗浄水はみだりに河川等に放流せず、散布むらの調整等に使用する。特に、種子消毒剤等の農薬廃液については、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮した処理を行う。
- 農薬を使用したときは、次に掲げる次項を帳簿に記載するよう努める。
- ア 農薬を使用した年月日
 - イ 農薬を使用した場所
 - ウ 農薬を使用した農作物等
 - エ 使用した農薬の種類又は名称
 - オ 使用した農薬の単位面積当たり使用量又は希釈倍数
- 毒劇物に当たる農薬について適正な取扱いを行う。
- ア 盗難又は紛失することがないように措置をとる。
 - イ 農業生産に必要な場所以外の場所に飛散、漏出、流出、浸出、地下浸透がないよう措置をとる。
 - ウ 運搬する場合に飛散、漏出、流出、浸出がないよう措置をとる。
 - エ 容器として飲食物の容器として通常使用されるものを使用しない。
 - オ 容器及び被包に、毒物の場合は赤地に白文字で「毒物」、劇物の場合は白字に赤文字で「劇物」と表示する。
 - カ 貯蔵場所に、毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示する。

キ 廃棄する場合は、資格のある廃棄物処理業者に処理を委託する。（技術基準に従った処理を行う）

【（参考）その他の望ましい取組例】

生物農薬、性フェロモン剤等の使用

対抗植物の導入

除草用機械・動物の利用

べたがけ栽培、雨よけ栽培、トンネル栽培、袋かけなどの被覆技術の導入

マルチ栽培技術の導入

黄色蛍光灯等その他の物理的、耕種的、生物的防除手法の導入

ドリフト（農薬の漂流飛散）低減機能を有する機種等の選定

考え方 農薬を作物体や土壤に散布する方法に代わる防除法が、近年、多数開発されています。病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境を作り、必要な防除かどうかを十分検討して防除に当たるという基本的な取組を行った上で、それらと矛盾しないようにこうした防除方法を積極的に採用することが望ましいと考えられます。ただし、通常の防除に比べて、農薬費や資材費、農業機械費などに追加の経費が必要となる場合が多いことから、営農の状況を考慮し、可能な場合に導入するようにして下さい。

(4) 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

【具体的な取組例】

稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さのたい肥、飼料、敷料等へのリサイクル又はほ場への還元を励行する。(病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く)

考え方 作物生産活動からは、農業用プラスチックや農業機械などの廃棄物ができるほか、わらや野菜くず等の作物残さ(未利用有機物)が生じます。これらは、有機性資源として有効活用できるものですが、有効利用しない場合は廃棄物となり、社会に対する環境負荷のひとつとなりうるものです。ほ場に残すと病害虫がまん延するおそれがある場合や、農作業の著しい妨げとなる場合などを除き、作物残さは土づくりか、耕畜連携によるたい肥資材、飼料、敷料、その他の利用用途に仕向けることが必要です。

使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の適正な処分、保管等を行う。

【参考】 廃棄物の適正処理に係る法令、指導等の内容(廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法等)

使用済み農業用プラスチック・空容器・空袋・残農薬・農業機械等は資格のある産業廃棄物運搬・処分業者に運搬・処分を委託する(又は、技術基準に従った保管及び自己処理を行う)。(使用済み農業用プラスチックについては、市町村協議会等の定める方法によって適切に処理する。)

農業を営むためにやむを得ないものとして行われるものを除き、廃棄物を野外で焼却しない。

住居が集合している地域では、みだりに燃焼に伴って悪臭が生ずるもの(廃プラスチック・空容器・廃油等)を野外で大量に焼却しない。

ふん尿(人または家畜のもの)を肥料として施用する場合は、市街地形態をなしている区域内では、

ア 発酵処理

イ 乾燥又は焼却

ウ 化学処理

エ 尿のみの分離

オ し尿処理施設又は動物ふん尿処理施設における処理

カ 十分な覆土

のいずれかの下で、その他の区域内では生活環境に被害が生じるおそれのない方法で使用する。

【(参考) その他の望ましい取組例】

資材の長期使用

使用済み農業用プラスチックの再利用、リサイクル

バイオマス由来の生分解性農業用プラスチックの利用

通い箱等再利用可能な資材、長期使用可能な資材の利用

考え方 農業用プラスチック等の資材については、使用が終わり、廃棄物として処分する場合には関係法令に基づく適正な対応が必要ですが、長期使用や再利用などによって廃棄物そのものを減量する視点も重要です。資材の再利用、生分解性資材の利用等には、通常の方法に比べて、資材費などに追加の経費や回収システムの構築が必要となる場合が多いことから、営農の状況を考慮し、可能な場合には積極的に導入して下さい。

(5) エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

【具体的な取組例】

電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。

機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。

必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。

機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。

電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。

考え方 作物生産活動といえども、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスである二酸化炭素が発生することから、それぞれの営農条件において、エネルギーの使用に際しては、常に節減を心がけることが重要です。

【(参考) その他の望ましい取組例】

施設、機械等の更新時におけるエネルギー効率のよい機種を選択

バイオマスエネルギー、太陽熱、地熱、雪氷等新エネルギーの利用

考え方 施設・機械等の更新時は、そのエネルギー効率を比較・検討することが可能な場合もあり、営農上必要な規模、能力の施設・機械等の装備に努めるとともに、こうした観点から施設・機械等を選択することが重要です。

また、バイオマス、太陽熱等新エネルギーについては、施設費、農業機械費などに追加の経費が必要となる場合が多いことから、コストなどを考慮し、可能な場合には積極的に導入して下さい。

(6) 新たな知見・情報の収集

環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

【具体的な取組例】

次の取組のうち一つ以上の実行に努める。

都道府県（普及指導センター等）、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、作物の生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。

作物の生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。

考え方 作物の生産活動に伴ってどのような環境影響が発生する可能性があり、それぞれにはどのような対処が可能かなどについて適切な知識・情報を有していることは、営農計画の立案する際に適切に環境への配慮事項を盛り込んだり、日常の生産活動の中で適切に環境への配慮を行ったりするためには欠かすことができません。方法は様々であって差し支えありませんが、知識や情報を得るための取組を行うことが不可欠です。

なお、農業環境規範の実践に直面して、その考え方を習得、理解することに努めたことについてもこうした取組のひとつです。

【(参考) その他の望ましい取組例】

地域の自然環境、生活環境についての知見・情報の収集

考え方 生産活動に伴って発生する環境影響と対処法に関する知見・情報に加え、影響を受ける地域の自然環境や生活環境についての知見・情報を収集することも有意義です。ほ場やほ場周辺、周辺の里地・里山等地域にどのような生物がいるか、地域の水利はどのようなになっているか、水質への影響の出やすさはどうか、地域住民が快適に生活する上で支障となっている点はないか、などについて情報を得、生産活動との関係を気に留めることが、よりよい生産活動を模索するときのヒントになるでしょう。

(7) 生産情報の保存

作物生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

【具体的な取組例】

生産活動の点検・確認を行うための施肥、防除の実施状況等についての記録帳票(ノート、伝票等を含む)を保存する。

考え方 農業環境規範に基づく点検や他者からの説明の求めなどに対し、過去の作物生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等が確認できる記録を保存することが不可欠です。記録は、農業環境規範に基づく点検を行うまではもちろんのこと、点検後、少なくとも1年程度(次回の点検まで)は保存していく必要があります。

【(参考)その他の望ましい取組例】

J A等が奨励している記帳様式に沿った記録を作成・保存

考え方 複数の農業者が共通して活用している記帳様式に沿って記録を作成、保存することによって、自らの取組を比較・検討しやすいばかりでなく、必要な場合に他者に対してわかりやすく取組を説明することが可能です。

J Aグループが推奨している「J A生産履歴記帳運動」は、まず生産基準を立案し、それに基づく実際の栽培管理の内容を記帳するものです。生産基準については、積極的に公開することも勧めています。こうした取組を実行すれば、土づくり、施肥、防除、情報の保存等に関する基本的な取組はほぼ実行できていると考えられるでしょう。

【参考】「J A生産履歴記帳運動マニュアル」(全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会)より

「生産履歴記帳運動」とは、
適切な生産基準を設定し、
その基準に基づいて適切な生産管理・記帳を行い、
生産基準ごとに農産物を分別管理し、
記帳内容に基づく情報を取引先・消費者に提供する。
こうした取組です。

「生産履歴記帳運動」のねらいは、
適切な生産管理による農産物の安全の確保
記帳内容に基づく情報提供による安心の確保

記帳による生産者の「無実の証明」

記帳に基づく農業技術・経営の見直し

J Aの販売主体としての体制強化

農業の現場からの情報発信

「平等」から「公平」への事業システム改革の第一歩
です。

< 参考資料 1 >

16生産第8377号
平成17年3月31日

各地方農政局長
沖縄総合事務局長
北海道知事
全国農業協同組合中央会会長

殿

< 農林水産省 > 生産局長

環境と調和のとれた農業生産活動規範について

食料・農業・農村基本計画(平成17年3月25日閣議決定。以下「基本計画」という。)においては、「環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換することを推進」するとの考え方の下、「農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、平成17年度より可能なものから、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととする(クロス・コンプライアンス)」との方針が定められたところである。

この「規範」について、昨年10月から、環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会、食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会において、策定の考え方、環境との調和のための基本的な取組の内容等について有識者からの意見を聴くなどして検討を行ってきたところ、今般、別紙のとおり、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」を策定し、その普及・推進を図ることとしたので、御了知ありたい。また、貴管下【都府県】知事に対しては、貴職から通知方願います。

なお、同規範については、農業者に広く実践を期待するものであるとともに、地域の状況に応じた推進が望ましいことから、都道府県等が主体的、積極的にその活用、普及・推進に当たることが有意義である旨【都府県】に対し十分周知していただくよう申し添える。

施行注意：

1. < >内は、沖縄総合事務局長、北海道知事、全国農業協同組合中央会会長あてとする。
2. _____は、各地方農政局長、沖縄総合事務局長あてとし、【 】内は、関東農政局長あては「都県」、近畿農政局長あては「府県」、その他は「県」とする。

1 環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）の策定と普及について

(1) 農業環境規範の策定

基本計画の第3の2の(8)のアに示される規範は、別添1の「環境と調和のとれた農業生産活動規範」（以下「農業環境規範」という。）のとおりとする。

(2) 農業環境規範に基づく点検の実施

農業環境規範においては、環境との調和のための基本的な取組の実行状況について農業者自らが点検を行うこととしている。当該点検は、以下の方法により行うこととし、点検の結果、実行が十分でない点等が明らかになった場合はその改善に努めることが重要である。

ア 点検は、別記様式又は都道府県等が定めるこれと同等以上の内容を含む様式（以下「点検シート」という。）を用い、点検シートに記載された方法により行う。

イ 作物の生産を行う農業者は農業環境規範のうち「作物の生産」に係る項目、家畜の飼養・生産を行う農業者は「家畜の飼養・生産」に係る項目、両方に該当する農業者はその両方について点検を行う。

ウ 点検シートは求めに応じて提示できるものとして作成し、具体的な取組内容が簡潔に説明できるよう努める。

(3) 事業等への関連付けを通じた農業環境規範の普及

基本計画を踏まえ、農林水産省が実施する各種の補助金、交付金、資金、制度等（以下「事業等」という。）は、農業環境規範を実践する農業者に対して講じていくことを基本とし、その推進を図ることとする。

農業環境規範は、農業者自らがその生産活動の点検を行うものとしている。事業等への関連付けの具体的方法については、事業等の実施のための要綱、要領等の定めるところにより、

ア 事業等の受益に係る農業者が行う手続を定めるときは、当該農業者が、事業等への参加等の手続を行う際に、(2)の方法により点検を実施した結果を記載し、署名（又は記名押印）を付した点検シートの写しを手続の窓口へ提出する

イ 事業等の実施主体が行う手続を定めるときは、当該実施主体が、事業等の受益に係る農業者からアと同様の方法により点検シートの写しの提出を受け、当該農業者が農業環境規範に基づく点検を実施したことを確認する（事業等の実施主体当たりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよい）

ことを求めるものとする。

また、事業等の性格、仕組み等に応じて、農業環境規範の実践の促進を事業等実施

上の配慮事項、努力事項として位置付けることについても推奨するものとする。

なお、点検に明らかな不備があると考えられる場合等においては、事業等の実施主体等は、農業者の点検結果に係る事実を確認するなど、農業者における状況の改善が促進されるよう努めることが望ましい。

(4) 地域農業等の状況に応じた農業環境規範の推進

農業環境規範は、我が国農業生産全体の現状を勘案し、様々な農業生産の様態を通じて基本的と考えられる取組をとりまとめたものである。都道府県等が、地域の環境や農業生産の状況を踏まえ、農業環境規範と同等以上のものを策定すること等についても推奨するものとする。

2 適切で効果的・効率的な施肥を円滑に確保するための条件整備について

施肥については、これまでも「環境保全型農業推進対策の効果的な実施、地力増進対策の円滑な推進及び適正な施肥の指導の徹底について」（平成7年4月1日付け7農蚕第1780号農蚕園芸局長通知）等を発出し、適切な施肥の実施を確保するための考え方として、都道府県が策定する施肥基準^(注)について環境への配慮の視点を含んだ見直しを行うこと、施肥基準に基づく施肥を徹底していくことが重要であること等を示し、その推進を図ってきたところである。このため、農業環境規範においては、施肥に関して、都道府県の施肥基準等に則して行うことを基本的な取組として掲げている。

しかしながら、施肥基準の策定状況及びその内容をみると、技術指導者や農業者が施肥に伴う環境負荷低減の取組を適切に行うための基礎資料として必ずしも活用しやすいものになっていない場合がある。施肥基準を一層活用しやすい資料としていくために、都道府県における今後の施肥基準の策定・見直しの際に必要な留意点は、別添2の「施肥基準の策定・見直しの指針」のとおりである。

また、全国レベルにおいては、各都道府県の協力を得て、施肥基準の策定状況等に係る情報提供を強化すること等を通じて、施肥基準の策定・見直しの推進を図ることとする。

(注) 都道府県が策定している施肥に関する資料は、「施肥基準」という名称のほか、「施肥標準」、「施肥対応」あるいは「栽培指針」など多様であるが、ここでいう施肥基準は、作物別の施肥量、施肥方法の基準等が示されている都道府県の資料全般を指す。

() 本文中、別添1は7ページからの農業環境規範に同じ。別記様式は12ページからの点検シートに同じ。なお、別添2は省略。

< 参考資料 2 >

作物生産活動に関連する主要法令一覧

項 目		内 容	根 拠
1 義務事項	農薬の適正使用	製造又は輸入の登録を受けた農薬又は特定農薬以外の農薬は使用しない	農薬取締法（第 11 条）
		<p>農薬使用基準に違反して農薬を使用しない</p> <p>【使用基準（義務事項）】</p> <p>食用及び飼料の用に供される農作物等に農薬を使用するときは次の事項を遵守する</p> <p>適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等には使用しない</p> <p>規定の量を超えて使用しない</p> <p>規定の最低限度を下回る希釈倍率で使用しない</p> <p>規定の使用時期以外の時期に使用しない</p> <p>規定の総使用回数を超えて使用しない</p>	<p>農薬取締法(第 12 条第 3 項)</p> <p>農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（義務事項分）</p>
	ふん尿の適正使用	ふん尿は、市街地形態をなしている区域内では 発酵処理、乾燥又は焼却、化学処理、尿のみの分離、し尿処理施設又は動物ふん尿処理施設における処理、十分な覆土のいずれかの下で使用し、その他の区域内では生活環境に被害が生じるおそれのない方法で使用する	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第 17 条）</p> <p>同法施行規則（第 13 条）</p>
	廃棄物の適正処理、保管	農業生産活動に伴う廃棄物（廃プラスチック・空容器・空袋・残農薬・農業機械等）は資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託するか、農協等に処理委託契約を委任する（又は、技術基準に従った保管及び自己処理を行う）	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第 11 条、第 12 条、第 12 条の 3）、</p> <p>関連通知等</p>
	廃棄物の野焼きの禁止	<p>農業を営むためにやむを得ないものとして行われるものを除き、廃棄物を野外で焼却しない</p> <p>住居が集合している地域では、みだりに燃焼に伴って悪臭が生ずるもの（廃プラスチック・空容器・廃油等）を野外で大量に焼却しない</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第 16 条の 2）</p> <p>悪臭防止法（第 15 条）、</p> <p>同法施行令（第 14 条）</p>

項 目	内 容	根 拠	
1 義務事項	<p>毒劇物の適正保管、廃棄等</p>	<p>毒劇物業務上取扱者（農業者）は、毒劇物について次の事項を遵守する</p> <p>盗難又は紛失することがないように措置をとる</p> <p>農業生産に必要な場所以外の場所に飛散、漏出、流出、浸出、地下浸透がないよう措置をとる</p> <p>運搬する場合に飛散、漏出、流出、浸出がないよう措置をとる</p> <p>容器として飲食物の容器として通常使用されるものを使用しない</p> <p>容器及び被包に、毒物の場合は赤地に白文字で「毒物」、劇物の場合は白字に赤文字で「劇物」と表示する</p> <p>貯蔵場所に、毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示する</p> <p>廃棄する場合は、資格のある廃棄物処理業者に処理を委託する（技術基準に従った処理を行う）</p>	<p>毒物及び劇物取締法（第11条、第12条第1項及び第3項、第15条、第22条等）</p>
2 努力義務	<p>農薬の適正使用</p>	<p>【使用基準（努力事項）】</p> <p>農薬を使用するときは次の事項を実行する</p> <p>最終有効期限を過ぎた農薬は使用しない</p> <p>住宅地又はその近接地において農薬を使用する場合はその飛散を防止する措置をとる</p> <p>止水を要する農薬を使用する場合はその流出を防止する措置をとる</p> <p>被覆を要する農薬を使用する場合はその揮散を防止するための措置をとる</p> <p>農薬を使用したときは、</p> <p>ア使用年月日</p> <p>イ使用場所</p> <p>ウ使用農作物等</p> <p>エ使用農薬の種類又は名称</p> <p>オ使用農薬の単位面積当たり使用量又は希釈倍数</p> <p>を帳簿に記載する</p>	<p>農薬取締法（第12条第3項）</p> <p>農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（努力事項分）</p>

(注) 農業者が家畜生産を行う際に遵守が必要な法令は含んでいない。